

陳情第184号	受理年月日	令和2年8月11日
付託委員会	議会運営委員会	
件名	北九州市議会における陳情の取り扱いの修正について	
要旨	<p>北九州市議会事務局において、陳情書の件名や趣旨を、議長（当該市議会事務局）が陳情者の承認なく文書表で変更し、それを陳情者に通知するケースが見受けられる。おそらく、陳情を善意に読み取り、議員に分かりやすくするために内容を修正し作成しているものと考えられる。</p> <p>しかし、修正の内容により、陳情者が議長（当該市議会事務局）の作成したものと陳情内容が異なると判断することがある。</p> <p>このことから、北九州市議会における陳情の取り扱いについて、北九州市議会会議規則第130条（請願文書表の作成及び配布）及び第134条（陳情書の処理）に、以下の内容を追加し明記することを求める。</p>	
	記	
1	第130条	
	<p>（1）請願文書表については、作成案を事前に請願者に提出し、請願者の書面による承諾を得るものとする。</p> <p>（2）前項において、請願者の書面による了承を得られない場合は、その旨請願文書表に記載し、請願書の写しを添付したものを請願文書表とする。</p> <p>（3）前項において、特に請願者が、請願文書表の内容が請願とそこがあるという主旨の理由を記載する場合、その旨請願文書表に記載する。なお、それを理由に請願者が、公開された委員会等の審議前日までに、書面にて請願を取り下げて、再度請願を提出することを妨げない。</p>	
2	第134条	
	<p>陳情書又はこれに類するものは、議長がその件名や趣旨を、理解したとおりに修正、清書することがあるものとする。但し、そうした場合は、必ず、議長が修正、清書したものを陳情者に事前に通知し、そ</p>	

（続 く）

の意思を書面にて確認する必要があるものとする。なお、確認できない場合は、修正、清書を加えずに処理する。